

石福総第2586号  
令和5年2月16日

石狩市社会福祉審議会  
会長 鈴木幸雄様

石狩市長 加藤龍幸

石狩市社会福祉審議会条例（平成8年条例第6号）第2条に基づく  
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市民プール条例施行規則の一部改正について

令和 5年 2月16日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸 雄

石狩市民プール条例施行規則の一部改正について（答申）

令和5年2月16日付け石福総第2613号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

石狩市民プールの利用料金の還付要件を拡充することは、利用者の利便性向上や他の市内公共施設の規定に準じた改正となることから妥当であると判断する。